

鹿 児 島 県 公 報

平成25年10月4日（金）第2946号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定の解除予定の通知（森づくり推進課取扱い） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（障害福祉課取扱い） 2
- 公共測量の実施（監理課取扱い） 2
- 平成25年度自衛官の募集（危機管理防災課取扱い） 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2件）（熊毛支庁取扱い） 3
（大島支庁取扱い） 3

公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（商工政策課取扱い） 3
- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 5
- 一般競争入札の参加者の資格に関する公告（県立病院課取扱い） 5
- 一般競争入札公告（県立大島病院取扱い） 7

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 個人演説会等を開催することができる施設の指定の一部改正（選挙管理委員会取扱い） 10
- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※）（選挙管理委員会取扱い） 11

労 働 委 員 会 告 示

- 鹿児島県労働委員会あっせん員候補者の告示（労働委員会事務局取扱い） 11

告 示

鹿児島県告示第1040号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成25年10月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
熊毛郡中種子町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び中種子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1041号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成25年10月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
さくらやまクリニック	志布志市志布志町安楽字高尾 6179-1	平成25年 10月1日	更生医療

鹿児島県告示第1042号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年10月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更 新 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
すずらん薬局	鹿屋市寿四丁目2番29号	平成25年 10月1日	育成医療・更 生医療
マリン薬局米ノ津店	出水市明神町2357番地2	平成25年 10月1日	更生医療

鹿児島県告示第1043号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、日置市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年10月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（数値図化レベル2500，地図編集レベル10000，数値図化レベル10000）
- 2 作業の期間 平成25年9月24日から平成26年3月13日まで
- 3 作業の地域 日置市吹上町北部地域

鹿児島県告示第1044号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条，第117条第1項及び第118条の規定により，平成25年度第2次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成25年10月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 募集種目
自衛官候補生（男子）
- 2 募集期間
平成25年10月5日から同年12月6日まで
- 3 試験期日
平成25年12月14日から同月15日まで
- 4 応募年齢
採用予定月の1日現在において18歳以上27歳未満の者
- 5 試験場の位置及び名称
 - (1) 位置
霧島市国分福島二丁目4番14号
 - (2) 名称
陸上自衛隊国分駐屯地

6 応募手続

応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。

なお、志願票は、各市町村において交付する。

始良・伊佐地域振興局告示第28号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成25年10月4日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
湧水町子ども発達支援センター「みのり」	始良郡湧水町木場1396番地	湧水町	始良郡湧水町木場222番地	米満 重満	平成25年4月1日	児童発達支援

熊毛支庁告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年10月4日

熊毛支庁長 堂前博文

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ありがとう	西之表市西町36	株式会社PRO	西之表市西之表7510	服部 真	平成25年10月1日	居宅介護・重度訪問介護・同行援護

大島支庁告示第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年10月4日

大島支庁長 伊喜功

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ワイドあけぼの	大島郡徳之島町亀津973番地1	特定非営利活動法人ワイドあけぼの	大島郡徳之島町亀津973番地1	宮永 勇夫	平成25年10月1日	就労継続支援B型

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成25年10月4日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成25年10月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
アミュプラザ鹿児島
鹿児島市中央町1番地1 外7筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
 - (1) 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成25年4月18日
 - (2) 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成25年4月18日
- 3 意見の概要
 - (1) 交通関係について
 - ア 従業員や店舗利用者へ公共交通の利用に努めるよう促すこと。
 - イ 駐車場出入口No. 1へアクセスするために通過する鹿児島中央駅南交差点は、交差点容量分析において分かるように、現状においても混雑度が高く、タクシー等の通行に影響を及ぼしている。
今回、当該施設を増床することによって、同交差点の混雑度が上昇することや一部渋滞長が延びており、公共交通の円滑な通行に支障を与えることが予想されることから、適切な誘導経路の設定に努めるとともに、必要に応じて同交差点における誘導員を配置するなど、公共交通の円滑な通行に与える影響の軽減に努めること。
 - ウ 当該申請箇所は、「鹿児島市新交通バリアフリー基本構想」の重点整備地区（中央地区）となっていることから、同構想の整備方針に基づき、施設のバリアフリー化に努めること。
 - エ 工事中、開店後において、周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すとともに、防犯対策等も含めた良好な生活環境の保持について十分な対策を講ずること。
 - オ 開店時刻の変更に伴う駐車場の利用時間帯及び荷さばき施設の利用時間帯の変更にあたっては、来店者をはじめ周辺地域の交通安全対策に万全を期すとともに、防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。
 - (2) 駐車・駐輪場について
 - ア 附置義務による自転車等駐車場の届出が提出されているので、変更・完成時はすみやかに届出を行うこと。
 - イ 既存の駐輪施設を含め駐輪機器の管理を適切に行うこと。
 - ウ 利用者によりわかりやすいように駐輪場の案内表示等を行うこと。
 - エ 自動二輪の駐車場の設置について、本市自転車等駐車場の利用状況からも駅ビル利用者等の需要が見られることから、検討すること。
 - (3) 建物について
 - ア 当計画地は、商業地域、防災地域、駐車場整備地区に指定されていることから、建築物の建築に際しては、関係法令等を遵守すること。
 - イ 全市域を景観計画区域に定めており、当該建築物は本市景観条例に定める届出対象行為に該当するため、行為に着手する30日前までに、景観法に基づく景観計画区域内行為届出を行い、景観計画に定めた景観形成基準を遵守すること。
 - ウ 屋外広告物を掲出する場合には、本市屋外広告物条例を遵守し、許可を受ける必要がある場合には遅滞なく所定の手続きを行うこと。
 - (4) 環境保全（騒音・廃棄物等）について
 - ア 大気汚染防止法、騒音規制法、本市環境保全条例に基づく振動に係る特定施設を有する事業所であることから、規制基準を遵守すること。なお、室外機の設置場所については、付近の状況に配慮し適切な場所を選定すること。
 - イ 3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、土壌汚染対策法に基づき届出を行うこと。
 - ウ 食品加工場からの排水については、当該施設が下水道処理区域内に位置する場合は、公共下水道に接続を行うこと。

エ 一般廃棄物と産業廃棄物の区分，分別の徹底を行い，一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬，処分の委託にあたっては，それぞれの収集運搬業，処分業の許可を取得しているか，委託する廃棄物が事業範囲に含まれているか確認をして委託すること。

オ 紙廃棄物（一般廃棄物）の収集・運搬予定業者が本市の一般廃棄物の許可を有していないため，許可を取得させるか業者を変更すること。

カ 紙廃棄物（一般廃棄物）の処分予定業者が敷地内処理を行うことになっているが，本市の一般廃棄物の許可を有していないため，許可を取得させるか業者を変更すること。また処分予定業者は市内に処理施設を有していないが，市内で発生した一般廃棄物を無断で市外に持ち出さないこと。

キ 事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する場合（1か月に平均500kg以上）は，一般廃棄物の減量に関する計画を作成すること。

(5) その他

ア 所有し，占有し，又は管理する土地，建物，工作物その他資機材等について，地域住民等の安全に十分配慮し，適正に管理するとともに，安全確保のために必要な措置を講ずること。また，従業員に，安心安全なまちづくりに関する知識及び技術を習得させるよう努めること。

イ 計画の見直し等に伴い，土地の区画形質の変更を行う場合には，開発許可が必要となる場合があるため，計画図を持参の上，本市土地利用調整課に事前に相談すること。

ウ 土地の賃借権の設定が権利金を伴うものである場合には，国土利用計画法の届出が必要となるため，契約締結日から起算して2週間以内に本市土地利用調整課に届出を行うこと。

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は，完了した。

平成25年10月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大島郡徳之島町亀津字白久5308番，5309番の一部，5339番5の一部，5340番，5342番，5343番，5344番の一部，5346番1の一部，5346番3の一部，5349番の一部，5350番の一部，5351番の一部及び5308番地先里道の一部

2 公共施設の種類，位置及び区域

道路 大島郡徳之島町亀津字白久5308番の一部，5309番の一部，5339番5の一部，5343番の一部，5344番の一部，5346番1の一部，5346番3の一部，5349番の一部，5350番の一部，5351番の一部及び5308番地先里道の一部

公園 大島郡徳之島町亀津字白久5346番3の一部，5349番の一部及び5350番の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

大島郡徳之島町亀津7203番地
徳之島町長 高岡秀規

.....

一般競争入札の参加者の資格に関する公告

平成25年度において，地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので，当該調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格等について，次のとおり公告する。

平成25年10月4日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

1 調達をする物品等の種類

(1) 種類

物品（医療機器類）の購入

(2) 名称

体外衝撃波結石破碎装置 一式

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けた者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して関与している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

(1) 申請の方法

所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

ア 所定の営業概要書

イ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

ウ 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類（個人の場合に限る。）

エ 納税証明書

(ウ) 消費税について未納の税額がないことの証明書

(イ) 鹿児島県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる営業所を有するものにあつては、主たる営業所の所在地の都道府県税）について未納の税額がないことの証明書

オ 印鑑証明書

カ 財務諸表（法人にあつては申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書を提出する年の前年分の所得税確定申告書の写し）

キ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係（行政庁舎1階）

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

(3) 申請書類の受付期間

平成25年10月4日から同年11月5日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のアからカまでのいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 資格審査要綱第6条第1項又は第2項の規定により入札参加資格を取り消され、その取消の日から2年を経過していない者

ウ 営業開始後2年を経過していない者又は営業を停止し、若しくは休止した者で営業再開後2年を経過していないもの。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。

エ 暴力団

オ その役員等が、次のいずれかに該当する法人又は個人

(ア) 暴力団員

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対していかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者

カ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便又は信書便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から平成26年9月30日までとする。

5 入札の公示の方法

入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年10月4日

県立大島病院長 眞田純一

1 入札に付する事項

(1) 購入をする物品等の名称及び数量

体外衝撃波結石破碎装置 一式

(2) 購入をする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

県立大島病院

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 一般競争入札の参加者の資格に関する公告（平成25年10月4日鹿児島県公報第2946号登載）により示した体外衝撃波結石破碎装置に係る知事の入札資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人
ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

3 入札の方法等

- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の提出場所
県立大島病院総務課
奄美市名瀬真名津町18番1号 郵便番号 894-0015
- (3) 入札書の提出方法
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
- (4) 入札書の提出期限
平成25年11月14日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成25年11月15日午後1時30分
イ 場所 県立大島病院医局研究室
- (6) 入札説明書
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

- (2)及び(4)に同じ。
- 4 契約条項を示す場所及び期限
3の(2)及び(4)に同じ。
- 5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (2) 契約保証金
契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
なお、契約保証金は、契約履行後還付する。
ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- 7 入札の無効
次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 8 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 9 最低制限価格
設定しない。
- 10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

- 11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
 県立大島病院総務課
 奄美市名瀬真名津町18番1号 郵便番号 894-0015
 電話番号 0997-52-3611
 ファックス番号 0997-53-9017
- 12 その他
 この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 13 SUMMARY
- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
 Extracorporeal Shock Wave Lithotripter:1Set
- (2) DELIVERY PERIOD:
 As specified in the tender explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
 Kagoshima Prefectural Oshima Hospital
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
 5:00 p.m. 14 November 2013
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
 General Affairs Division
 Kagoshima Prefectural Oshima Hospital
 18-1 Nazemanatsu-Cho, Amami City, Kagoshima Prefecture 894-0015 Japan
 TEL 0997-52-3611
 FAX 0997-53-9017

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第39号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項の規定により、個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催できる施設としていちき串木野市選挙管理委員会から指定の変更の報告があったので、平成25年6月18日鹿児島県選挙管理委員会告示第12号（個人演説会等を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年10月4日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

表いちき串木野市の項を次のように改める。

いちき串木野市	羽島交流センター	いちき串木野市羽島5218番地	113	れいめい羽島協議会
	生福交流センター	いちき串木野市生福8576番地	108	生福地区まちづくり協議会
	冠岳交流センター	いちき串木野市冠嶽13511番地2	79	冠岳地区まちづくり協議会
	土川交流センター	いちき串木野市羽島9675番地	53	土川自治公民館
	照島交流センター	いちき串木野市東島平町7956番地	115	照島地区まちづくり協議会
	旭交流センター	いちき串木野市金山14103番地1	81	旭地区まちづくり協議会

荒川交流センター	いちき串木野市荒川2450番地	69	会 荒川地区ま ちづくり協 議会
川上交流センター	いちき串木野市川上978番地	500	川上コミュ ニティ協議 会
川北交流センター	いちき串木野市大里5664番地	100	川北まちづ くり協議会
川南交流センター	いちき串木野市大里3246番地 1	80	支え合う川 南みんなの 会
勤労青少年ホーム	いちき串木野市上名2455番地	100	株式会社環 境保全管理 センター
いちき串木野市市 民文化センター	いちき串木野市昭和通133番地 1	1000	株式会社図 書館流通セ ンター
いちき串木野市串 木野体育センター	いちき串木野市長崎町91番地	200	有限会社俣 木造園
本浦交流センター	いちき串木野市西浜町1番地 1	150	本浦地区ま ちづくり協 議会

鹿児島県選挙管理委員会告示第40号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年10月4日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1の表237の項及び2の表204の項を削る。

労働委員会告示

鹿児島県労働委員会告示第1号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、鹿児島県労働委員会あっせん員候補者を次のとおり告示する。

平成25年10月4日

鹿児島県労働委員会会長 宮廻甫允

あっせん員候補者名簿

氏名	経歴	委嘱年月日
宮廻 甫允	現 放送大学客員教授（鹿児島学習センター） 現 鹿児島大学名誉教授 現 鹿児島県労働委員会公益委員	平成12. 6. 7
末永 睦男	現 弁護士 現 鹿児島県労働委員会公益委員	平成22. 7. 1
濱潟 剛	現 鹿児島県労働委員会公益委員	平成21. 7. 14
坂元 佐和美	現 弁護士 現 鹿児島県労働委員会公益委員	平成22. 7. 1
北崎 浩嗣	現 鹿児島大学法文学部教授	平成24. 7. 2

	現 鹿児島県労働委員会公益委員	
西村 正夫	現 UAゼンセン鹿児島県支部特別顧問 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	平成19. 8. 9
榮留 道夫	現 自治労鹿児島県本部執行委員長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	平成24. 7. 2
川俣 広孝	現 鹿児島県電力総連会長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	平成24. 7. 2
東 幸也	現 電機連合鹿児島地域協議会議長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	平成24. 7. 2
奥 恵利美	現 連合かごしまユニオン副委員長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	平成25. 8. 27
岩元 義弘	現 株式会社カクイックス代表取締役社長 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	平成20. 7. 3
平山 勢津子	現 株式会社玉里自動車学校代表取締役社長 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	平成20. 7. 3
伊地知 司	現 南国交通株式会社専務取締役 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	平成24. 7. 2
中村 博之	現 トヨタカローラ鹿児島株式会社代表取締役副社長 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	平成24. 7. 2
田所 泰博	現 鹿児島県経営者協会専務理事 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	平成24. 7. 2
森山 潔稔	現 鹿児島県労働委員会事務局長	平成25. 4. 23
松江 忠弘	現 鹿児島県労働委員会事務局次長兼総務課長	平成25. 4. 23
前田 正人	現 鹿児島県労働委員会事務局審査調整監	平成24. 4. 10